

令和4年6月20日

◎**今城委員長** ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9時58分開会)

御報告いたします。上田(貢)副委員長、土森委員から、病気のため本日の委員会を欠席する旨の連絡がっております。

本日からの委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある「付託事件一覧表」のとおりであります。日程につきましては、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、21日火曜日の委員会で協議をしていただきたいと思います。

それでは、お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎**今城委員長** 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにします。

《健康政策部》

◎**今城委員長** 最初に、健康政策部についてであります。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**家保健康政策部長** 総括の御説明をさせていただきます前に、当部において、個人情報の不適切な取扱い事案がございました。御本人をはじめ、関係者の皆様に多大なる御迷惑、御心配をおかけしましたこととおわび申し上げます。こうした事態はあってはならないことであり、今後このようなミスが発生しないよう、チェック体制を一層強化し、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。本件につきましては、報告事項として提出させていただいておりますので、詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

それでは、総括の説明をさせていただきます。健康政策部からの提出議案は一般会計補正予算でございます。資料②議案説明書(補正予算)の4ページをお開きいただきたいと思っております。当部の一般会計補正予算の総括表でございます。今回の補正予算につきましては、総額で1億5,512万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。概要といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、60歳以上の方や、18歳以上で基礎疾患を有する方などを対象とする4回目のワクチン接種を促進するため、医療機関に対して接種回数に応じた支援を行うために必要な経費を計上しております。詳細につつま

しては後ほど担当課長から御説明させていただきます。

続きまして、当部で所管します審議会の開催状況についてでございます。お手元の議案参考資料の審議会等という赤いインデックスのついた、令和4年度各種審議会における審議経過等一覧表を御覧ください。令和4年2月定例会開催以降、昨日までに開催されました審議会は、右端の欄に令和4年6月と書いております高知県医療審議会など6件で、主な審議事項、決定事項などは記載のとおりでございます。また、各審議会の委員名簿は資料の3ページ以降につけておりますので御確認いただければと思います。

以上で、総括の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎今城委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈健康対策課〉

◎今城委員長 健康対策課の説明を求めます。

◎川内医監兼健康対策課長 当課からお願いしていますのは、一般会計補正予算議案でございます。資料②議案説明書（補正予算）の5ページをお願いいたします。

まず歳入予算です。9款国庫支出金は、1億5,512万7,000円の増額で、歳出予算の財源となるものです。

次の6ページをお願いいたします。歳出予算です。上から3段目の7目健康対策費の一番右側にある説明欄をお願いします。新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金として1億5,512万7,000円を計上しております。これは感染拡大防止策として、病院や診療所に対し新型コロナウイルスワクチンの接種回数や、接種体制の整備等に応じた支援を行うものでございます。

議案参考資料の健康対策課のインデックスをお願いいたします。4回目となる追加接種につきましては、3回目の接種完了から5か月を経過した60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方等を対象として、各市町村において5月25日から実施されています。当初予算編成の時点では、この4回目接種の開始時期などが定まっておらず、本事業に係る費用を見込んでいなかったことから、今回増額をお願いするものでございます。

なお県内では、約27万人が接種対象となる見込みで、7月から8月にかけて接種のピークを迎える予定となっております。

説明は以上です。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 ワクチン接種による感染予防の効果は、特に高齢者を中心にあろうかと思えます。ただ、私の身近な方なんか、3回目の副反応が大きいとか、1回目はそれほどなくて、2回目3回目と順次副反応が大きくなったり、あるいはファイザー、ファイザーで3回目がモデルナになったときに副反応が大きかったという声がありまして、もう4回目は遠慮したいという声もあったりするんですけれども、これから4回目の接種をする

上で、安心して接種を受けてもらいたいという呼びかけがされていくのか、その辺はどうなんでしょうか。

◎川内医監兼健康対策課長 御指摘のように、ワクチン接種の回数を重ねると、ワクチンそのもののブースター効果もあって、副反応も大きくなる方が多くなる傾向にあるかと思えます。ワクチンの副反応と、新型コロナに罹患したときの重症化予防とを天秤にかけた場合、やはり重症化を予防する効果のほうが大きいことから、できる限り受けていただければと思います。なお、これまで例えばファイザーなどで強い副反応があった場合は別のワクチンを選択していただくことも可能ですので、かかりつけ医等に相談の上御判断をいただければと思っております。

◎坂本委員 その辺りを丁寧に、県としても広報していただくようよろしくお願いいたします。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部の議案を終わります。

《報告事項》

◎今城委員長 続いて、健康政策部から、2件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることにします。

個人情報の不適切な取扱い事案について、保健政策課の説明を求めます。

◎濱田保健政策課長 当課からの報告事項としましては、冒頭おわびいたしました個人情報の不適切な取扱い事案につきまして御報告させていただきます。お手元の資料、報告事項の赤いインデックス、保健政策課をお開きください。本事案は、1事案の概要欄にございますとおり、中央東福祉保健所において、新型コロナウイルス感染症の患者1名に自宅療養の協力を依頼する文書を送付する際、職員が誤って別の患者宛ての封筒に文書を混入させたことにより、当該患者の氏名が送付先の第三者に知られることとなったものでございます。

原因としましては、2にございますように、個人情報を含む文書を送付する際には、封入や封緘段階で宛名の違う文書が混入していないかなど、複数人で確認する作業を行う必要がありますが、これを怠ったことに起因しております。

このため、3今後の対応といたしまして、福祉保健所においては、複数人確認のルールを改めて徹底しましたほか、封筒の表書きと内容物の宛名が必ず同一になるよう、窓開き封筒を活用することにいたしました。また、これまでは同一世帯を1つの封筒に入れて送付しておりましたが、この取扱いを改め、1つの封筒には、患者1名分のみ文書を封入することで、他の方宛ての文書が混入するリスクを軽減することといたしました。あわせて、今回の事案を部内全所属で共有し、個人情報保護の重要性や適切な取扱いについて改めての周知徹底を行っております。今後、同様の事案が生じることのないよう、再発防止に努

めてまいります。

私からの報告は以上でございます。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）委員 宿泊療養のことについてはこちらで聞いて大丈夫ですか。

◎濱田保健政策課長 構いません。

◎西内（隆）委員 私も自宅ではなくて、コロナ感染したときに、宿泊療養で対応いただきました。施設はもともと外に出ることはないんですけれども。

◎坂本委員 報告事項とは別なので。個人情報の次に、まだワクチン接種があるわけじゃないですか。

◎西内（隆）委員 そのときに。

◎今城委員長 質疑を終わります。

次に新型コロナウイルスワクチン接種について、健康対策課の説明を求めます。

◎中嶋健康政策部副部長兼ワクチン接種推進監 私からは、新型コロナウイルスの接種状況について説明させていただきます。

資料は先ほどの次のページになりますけれども、報告事項の健康対策課のページをお願いします。まず3回目の接種状況についてですが、左側の6月12日時点の部分を御覧いただきたいと思います。1行目にありますように、本県の12歳以上の接種率は66.05%で、その下にあります全国の接種率66.44%とほぼ同水準で進んでいる状況でございます。その下には本県の年代別の接種率を記載しております。65歳以上が84.93%、60歳から64歳までが76.89%、以下、年代が若くなるに従って接種率は低くなっております。30歳以下では50%に達していないという状況でございます。県内の感染状況はこうした接種率の低い若い年齢層を中心に感染が続いていますことから、引き続き若年層に向けて関係機関とも連携しながら接種を呼びかけてまいりたいと考えております。また、下段の表は5歳から11歳までの接種率の状況でございます。3月に始まったところですが、本県の1回目の接種率は17.91%、下の全国データの16.96%と比較しますと少し早く進んでいる状況でございます。

今後もワクチン接種は感染拡大防止や、重症化予防の切り札となりますことから、引き続き市町村や関係機関と連携し、円滑な接種に取り組んでまいりたいと思います。

御説明は以上でございます。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎西内（隆）委員 ワクチン接種についてですけれども、例えば今から1回目あるいは2回目を受けたいという話があった場合、基本的にはどういう対応になるんですか。

◎中嶋健康政策部副部長兼ワクチン接種推進監 1回目2回目も継続して接種はできます。市町村によって対応が異なってきますけれども、まずは市町村の担当課に御相談いただければよろしいかなと思います。また、新しいワクチンとしてノババックスという新たな仕組

みのワクチンが開発されました。これは、これまで打ってきましたファイザーとかモデルナのメッセンジャーRNAタイプと違って、従来のスタイルのワクチンですけれど、これまで接種を控えていた方が結構ノバボックスに手を挙げていただいている状況です。初めて1回目を打つ方が結構いらっしやいます。

◎西内（隆）委員 それは交差接種は可能なんですか。全然種類が違うからもう完全にできるということですか。

◎中嶋健康政策部副部長兼ワクチン接種推進監 交差接種は大丈夫です。

◎西内（隆）委員 それと、療養を経験させてもらったので、なかなかそういった機会もなく質問させてもらうんですけども、施設はもう不便なく、外には出られませんが非常に快適に過ごさせていただきました。施設の食に関する事なんですけれども、ホテルで食事の配給業者に契約するという形になっているんでしょうか。委託の形態といいですか、契約形態。

◎松岡薬務衛生課長 食事の契約につきましては、運営を委託しておるところから、会社から、届けていただけるお店をお願いをしている状況でございます。

◎西内（隆）委員 そしたらもう全然また担当も変わってくるみたいなので、また別で質問します。

◎吉良委員 接種率と感染率ですが、ワクチン接種者の中でどれだけの方が感染してきたかということがいろいろ問題になって、数の取り方も諸外国と比べて日本の場合は随分と効果があると出されたわけですけども、本県の接種率と罹患率の数値は取っていらっしやいますか。もしあったらお示ししていただきたい。

◎中嶋健康政策部副部長兼ワクチン接種推進監 オミクロン株になってからのワクチン効果について、県内状況を確認するためにデータを取ったんですけど、サンプル数が少なくどう扱っていいものかというところが難しく、厚生労働省で全国データを集めていますので、それを参考に検討しております。厚生労働省のビッグデータを見てみますと、2回目と3回目で感染予防効果は大きく3回目上がることを確認されていますので、そういった情報を県民の方々に提供しながら、3回目接種を進めていきたいと考えております。

◎吉良委員 サンプル数が少ないというのは、さっき坂本委員からもあったように、ワクチンを打っても何か心配がある、果たして効果があるのかという県民の不安に応えるためには、当然統計を取っていくのが、県民に対してワクチン接種を進めていく上では非常に大きな説得力のある数値になると思うんですけども、そもそもあまり重視してなかったんですか。それとも今後していくことになるんですか。

◎中嶋健康政策部副部長兼ワクチン接種推進監 ワクチン効果については特に地域性はございません。データの正確性を見る上では数多くのデータが必要になってきますので、国のデータが一番信頼性のあるデータと考えております。

◎吉良委員 本県における数値はサンプル数が少ないのでどうかと、全国的な情報を今後も県民に対しては発していこうということですね。

◎中嶋健康政策部副部長兼ワクチン接種推進監 そのとおりでございます。

◎吉良委員 それからさっき、従前の遺伝子ウイルスワクチンではなくて生態系のやつが出ると言ったんですが、数量は何人ぐらいの、詳しいワクチン数をお示ししていただきたいと思います。

◎中嶋健康政策部副部長兼ワクチン接種推進監 当初、あまり数が少ないんじゃないかという思いで、県で県民の方々に希望を募りました結果、440の方が新しいワクチン、ノバボックスを希望された状況でございます。そのうち、一、二回目は別のワクチンを打った、モデルナ、ファイザーあるいはアストラゼネカということになりますけれど、その方が252人いらっしゃいます。今回、ノバボックスができたことによって初めて受けられる方が135人と、合計が合わないんですけど、ほかの方の履歴はこれから確認という状況でございます。

◎吉良委員 供給数の余裕はあるんですかね。本県として、打ちたいという方の数を募集して供給を受けることになるわけですか。それとも、はなからこれぐらいだろうということとやるんですか。どういうシステムになっていますか。

◎中嶋健康政策部副部長兼ワクチン接種推進監 国からの1回目の配分は高知県80人分でした。今は国に必要量を申請すれば十分なワクチンが手に入る状況になっております。

◎吉良委員 分かりました。従前のワクチンのほうがいいという方もいらっしゃるみたいですので、ぜひしっかりと県民に周知して取組を要望しておきます。

◎坂本委員 2つの報告事項以外でも部長に質問したいんですけど、よろしいですか。

◎今城委員長 どうぞ。

◎坂本委員 本会議で誰も質問される方がいなかったのも、お聞かせいただきたいんですけども、知事の提案説明の中で、ある程度の新規感染者の発生を許容しながらという言葉が使われていたんですけども、県民の方からある程度ってどういうこととよく聞かれたんです。この新規感染者の発生を許容するある程度というレベルはということなのかお聞かせいただきたい。

もう一つ新型コロナ感染症への対応の中で、入院病床の確保をはじめとする医療提供体制のさらなる充実という言葉があったんですけども、特に目指した数量的なものがあるのかどうかお伺いします。

◎家保健康政策部長 ある程度というのを数量的にというのは言いにくい部分がありますけれども、現在の警戒より一つ下回って注意レベルで落ち着くのが一つの目安になるかなと思います。ウイルス感染を全国、国外も含めて人との交流で考えますと、ゼロに発生を抑えることは難しいですので、許容人数の設定としては注意レベルを目指すことが大事で

はないかなと思っております。

2点目の医療病床については、人の活動とか通常医療に伴い縮小したりとか、御希望も各医療機関にあるかと思いますので、きちんと聞いて、最低現状維持、地域性も踏まえてもう少し増やせるところがあれば増やしたい思いではおります。ただ、現在、高知県の場合、民間の医療機関も含めてかなり御協力いただいておりますので、素地としてプラスするのはかなりしんどい部分があるかなと思ってはいますが、第6波以上の感染拡大に備える意味で、できるだけ多くの医療機関が対応できるような形で協力を求めていく必要があるかなと思っております。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、健康政策部を終わります。

《子ども・福祉政策部》

◎今城委員長 次に、子ども・福祉政策部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思っておりますので、御了承いたします。

◎山地子ども・福祉政策部長 それでは、総括の説明をさせていただきます。子ども・福祉政策部が提出しております議案は、一般会計補正予算議案1件でございます。

まず、令和4年度一般会計補正予算を御説明いたします。資料②議案説明書（補正予算）の7ページをお願いいたします。

今回の一般会計補正予算は、国の総合緊急対策に呼応し、コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援に要する経費を計上しております。具体的には、地方創生臨時交付金を活用した生活福祉資金特例貸付の償還への支援、生活困窮者への就労支援、障害者就労継続支援事業所や低所得の子育て世代への支援などに要する経費として、総額3億4,804万3,000円の増額をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から御説明させていただきます。

次に、当部で所管しております審議会等の開催状況でございます。お手元の資料、審議会等という赤色のインデックスがつきました令和4年度各種審議会における審議経過等一覧表をお願いいたします。令和4年2月定例会以降に開催されました審議会は、右端の欄に令和4年6月と記載をしております、高知県高齢者保健福祉推進委員会など6件でございます。審議会等につきましては、お手元の一覧表に主な審議事項、決定事項等について、また審議会等を構成する委員の名簿を資料の後半に添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

◎今城委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈地域福祉政策課〉

◎今城委員長 初めに、地域福祉政策課の説明を求めます。

◎近藤地域福祉政策課長 当課からは、補正予算議案1件の審議をお願いいたします。それでは、資料②議案説明書（補正予算）の8ページを御覧ください。

歳入予算の2項国庫補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、生活困窮者自立支援金の申請期間延長に伴うもので、その財源として国費を受け入れるものです。

またその下の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、後ほど説明します生活困窮者に対する支援に係る財源として活用するものでございます。

9ページを御覧ください。歳出予算の1目地域福祉政策費の1生活困窮者自立支援事業費につきましては、議案参考資料で説明させていただきます。議案参考資料の地域福祉政策課という赤いインデックスのついたページを御覧ください。

2国の総合緊急対策に対応した生活困窮者支援についての1つ目、1国の総合緊急対策への対応です。国の制度である生活福祉資金特例貸付、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、それぞれ令和4年6月までとされていた申請受付期間が8月まで延長されました。そのうち、生活福祉資金特例貸付と住居確保給付金は既存予算で対応可能ですが、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金については、予算不足が見込まれますことから、その必要額374万9,000円を補正するものです。

次に2つ目としまして、地方創生臨時交付金を活用したきめ細やかな支援を御覧ください。まず、左側の生活福祉資金特例貸付の償還支援、1億26万6,000円です。生活福祉資金の緊急小口資金と総合支援資金の初回貸付けは、令和3年度または令和4年度の住民税が非課税とならなかった世帯については、令和5年1月から償還が開始する予定となっています。住民税は前年の収入で課税、非課税が決定いたしますので、現在の所得の状況とは時間差が生じます。そのため、国の償還免除要件に該当しなかった世帯で、その後の原油・物価高騰等により所得が減少するなどして、令和4年4月から12月までの間の連続する2か月間の所得が住民税非課税世帯相当となり、かつ、国の制度である生活困窮者自立支援金を受給した世帯に対しまして、償還見合いの1年分を支援しようとするものです。

次に、資料の右側を御覧ください。生活困窮者の就労支援の②生活困窮者就職活動支援金事業、1億572万6,000円については、生活困窮者自立支援制度の適用を受けて、自立支援金を受ける就労意欲のある方に対し、就職活動費として月3万円を支給するとともに、就労アドバイザーによる伴走支援により就職活動を後押しするものです。

次に③生活困窮者就労準備支援金事業、2,400万8,000円については、生活困窮者自立支援制度による自立相談支援機関の就労支援を受けている方のうち、就労につながった方に対して、就労の準備にかかる費用として10万円を支給するものです。

以上で、地域福祉政策課の説明を終わります。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 生活福祉資金の特例貸付の状況ですけれども、今、どれだけの方が貸付けを受けて、そして4月以降、最初に想定した人以上に所得が減ってきて非課税世帯になる数はどれほどになっていると予想しているんですか。

◎近藤地域福祉政策課長 生活福祉資金の申請ベースでの貸付実績ですが、5月末時点で、緊急小口資金につきましては、1万556件で、金額が18億6,900万円余りです。総合支援資金の初回貸付分については、8,011件で、金額が42億2,900万円余りです。3月末と比較しまして、緊急小口資金では、174件の増、3,200万円余りの増になっております。初回貸付けにつきましては、152件、7,900万円余りの増となっております。また、今回の償還支援事業につきましては、700人程度の支援を見込んでおります。

◎吉良委員 全国の動向と比べて本県は、人口に対する率はやっぱり一番多いんですか。

◎近藤地域福祉政策課長 特例貸付の再貸付の世帯率でいきますと、全国は0.8%のところを、本県は1.0%と若干高い状況でございます。

◎吉良委員 この制度を非常に期待もしていますけれども、ますます所得含めて生活困窮者は増えると予想されていると思います。ぜひ周知徹底して県民の暮らしを守っていただきたいと思います。

◎坂本委員 生活困窮者就職活動支援金事業で、就労アドバイザーによる伴走支援による就職活動の後押しですけれども、この就労アドバイザーの方は、どのような窓口でどういう形で配置されているのか教えてください。

◎近藤地域福祉政策課長 これから配置する形になりますので、予算では市分として6人程度計上させてもらっています。

◎坂本委員 市分として。町村分は県が対応するのでしょうかけれども、どこへどういう形で配置して窓口がどうなっていくのか。社会福祉協議会などになるのかもしれないけれども、その辺を教えてください。

◎近藤地域福祉政策課長 県分はプラス2人でした。すみません、言い抜かしていました。県分については、福祉保健所にと考えていますが、どこにというのはまだ決まっておりません。市分についても、市と話をしてないのでまだ実際どこにというのは、市からここに張りつけてほしいということがあれば、それを補助金として支給させてもらいます。

◎坂本委員 人件費を補助金として支給するんでしょうけれども、市分として6人程度、県分が2人で、例えば県分の2人がどこの福祉保健所に配置されるかによって、そこに近い人はアドバイザーの支援を受けられるかもしれんけれども、離れた人たちがアドバイザーの伴走支援を受けながら就職活動ができるかとか、どういう身近な窓口配置をするかなど、きちんとニーズに応えられるような対応をしていかなければならないと思いますけれども、今後配置する上で十分な連携を市町村や福祉保健所と取っていただきたいと思います。

けれども、いかがでしょうか。

◎近藤地域福祉政策課長 市町村と福祉保健所と調整をして十分ニーズに応えられるように対応していきたいと思います。

◎西内（隆）委員 生活困窮者自立相談支援事業で、相談支援員、アウトリーチ支援員を置かれていると思うんですけども、今どのぐらい実績、回数なんか分かれば、ある過去の時点からどのぐらい増えているか比較できれば教えていただきたい。

◎近藤地域福祉政策課長 今、手元にあるのは令和4年4月にどんな相談があったかということになりますが、新規の相談受付は、町村分で42件、市分で137件ございます。その中でプランまで作成になったのは、町村分で9件、市分で53件とニーズに応じているとは思っております。

◎西内（隆）委員 つまりどのぐらい増えたかというのは今の数字ではつかみかねるんですけども、件数が増えているとしたら、なかなか業務に携わる方の負担というのも大きくなっているんじゃないかなと思います。体制は人員的にも大丈夫ですか。状況を教えてくださいませんか。

◎近藤地域福祉政策課長 貸付けに関しては、市社会福祉協議会とかに職員を新たに増員しておりますので、体制が十分とまでは言えないかもしれませんが、しっかりと対応してもらっていると思っております。

◎西内（隆）委員 各委員からも話があったように、相談なんかが増えていく可能性がありますので、その辺り注視していただければと思います。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、地域福祉政策課を終わります。

〈障害保健支援課〉

◎今城委員長 次に、障害保健支援課の説明を求めます。

◎市川障害保健支援課長 補正予算案につきまして御説明させていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の10ページをお願いいたします。

まず、歳入予算の2国庫補助金につきましては、この後御説明いたします障害者生産活動支援事業費補助金に係る財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。歳出予算でございます。今回、補正をお願いいたします説明欄1の障害者生産活動支援事業費の障害者生産活動支援事業費補助金2,600万円につきましては、議案参考資料で御説明させていただきます。お手元の議案参考資料の障害保健支援課と書いたインデックスのページをお願いいたします。

今回、補正をお願いいたしますのは、障害のある人の就労継続支援事業所の物価・原油価格高騰対策を含めた生産活動を支援するものでございます。現状の欄にありますように、

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加えまして、物価・原油価格の高騰により、就労継続支援事業所の生産活動にマイナスの影響が見込まれる状況です。また、B型の就労継続支援事業所で働く障害のある方の工賃実績は、令和2年度には、全国第3位の月額2万310円となりましたが、経済的自立に必要な水準として目指しております月額3万8,000円にはまだまだ届かない状況にあります。今後、コロナ禍における社会・経済構造変化や物価・原油価格高騰に適切に対応するとともに、障害のある人が自立した生活ができるよう、工賃のさらなる向上を図るためには、新たな生産活動への転換や販路拡大、既存事業の効率化など、就労継続支援事業所の生産活動の基盤強化を図る必要がありますことから、こうした取組を進めるため、新たに障害者生産活動支援事業費補助金を設けようとするものでございます。

事業の欄にありますように、支援対象としましては、就労継続支援事業所のA型及びB型の事業所が取り組む、①新たな分野への進出や、②新商品・新サービスの生産・提供、③新たな生産・提供方式の導入、④販路拡大や効率化といった新たな事業展開や生産基盤の強化に要する費用、さらには⑤物価・原油価格高騰対策に要する経費としております。補助率は3分の2、補助の上限額は1事業所当たり200万円とする予定としております。

説明は以上になります。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 該当するような事業所から、こういった支援をしていただきたいという声は事前に届けられていましたか。

◎市川障害保健支援課長 この5月に、全部の就労継続支援事業所に要望と、収入あるいは経費、工賃の状況を調査いたしまして、大体6割ぐらいのところから回答を頂きました。その中で要望がありましたのは、例えば新たな分野への進出に要する費用としましては、飲食事業を新たにやりたいといったところとか、既存事業の販路拡大といったような費用を補助してほしいといったようなところ、あるいは新しい商品とかサービスの提供を考えているところでは、新たに冷蔵庫を購入したいであるとか、そういった要望は頂いております。

◎坂本委員 これは予算の範囲の中で、例えば上限が200万円ですけれども、それ以下で補助要求があったときに、事業所自体はもう増やしていくと、この予算の範囲内でニーズがあるところに応えていくと。あるいは、予算を超えるぐらいのニーズがあったときには、補正の増額をするなりして対応していくのでしょうか。

◎市川障害保健支援課長 予算の範囲内で当面は対応していきますし、要望があるところはできるだけ応えてまいりたいと思います。予算が足りなくなるということがもし見込まれるのであれば、財政課とも相談をして、考えたいと思います。

◎坂本委員 特に、これから電気代が高騰してくることとか、あるいは事業所の規模とか

もあるのかもしれませんが、調整費の見直しとかいろいろなことを電力会社から言われている事業所もあるようですので、今後さらにニーズが高まってくる可能性もあろうかと思しますので、ぜひきちんと丁寧に対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎吉良委員 ただでさえハンディを負っている障害者の事業所に対して、新しい取組を求めていくというのはなかなか大変だと思ひんです。実際問題として、その要望の中にわざわざこの対象外としている人件費や利用者の賃金、工賃に対する補助、助成という要望はなかったんでしょうか。そこが非常に疑問に思ひんですけれども。

◎市川障害保健支援課長 利用者の工賃であるとか、職員の人件費について要望は上がってきておりませんが、先ほど申しました5月に行いました実態調査の結果を見ますと、利用者の工賃は令和元年度と比べて今のところ増加しております。中には減少した事業所も半分近くございますが、その減少幅を見ますと、10%未満の減少が約7割ぐらいですので、今のところは、利用者の工賃について大幅な減少は見えてきていない状況です。ですので、今の段階で生産基盤をできるだけ強化していただいて、全体的な底上げ、コロナであるとか自然現象であまり工賃が左右されないような生産活動をしていただくことを考えております。

◎吉良委員 一般の事業所だって大変なときに、同じように生産基盤の拡大だとか、強固な生産基盤なんて言われてもなかなか大変だと思ひんです。そういう意味では、人件費や賃金、工賃に対する補助も今後考えていくべきだと思ひんですけれども、どういふお考えですか。

◎市川障害保健支援課長 工賃につきましては、今後の状況も見ながら、必要であれば検討してまいりたいと思ひます。

◎西内（健）委員 先ほどの吉良委員の話じゃないですけど、既存事業が結局傷んできているんだと思ひんですけれども、このアンケートの中で、例えば既存事業が傷んでから次へということでこの補助金が、新しい生産体制、イノベーションを起こしなさいという話なんだと思ひんですけれども、そういった部分と現在の物価や原油価格の高騰という部分の補助の対象経費というのは、性質が違うんじゃないかなと思ひんですが、新分野の開拓といった部分が大体何割ぐらいで、物価高対策というのがどれぐらいというのが、感覚として分かれば。⑤物価・原油価格高騰対策に要する経費を求めているのがどれぐらいいらっしゃるのか分かれば。

◎市川障害保健支援課長 ⑤物価・原油価格高騰対策に要する経費として、4割程度の事業所は要望が上がってきておりますけれども、今回の補助としましては、あくまでもこの部分についてはハード整備を要件として考えておまして、この要望に上がってきている中には、燃料代とか、そういう要望もあるにはあります。

◎西内（健）委員 普通の企業でさえ大変な時代に、新分野へ進出していくのは、本当に

ハードルが高いと思うのは、吉良委員も言ったとおりでありますから、さっきの伴走支援ではないけれど、どういう形で県が手を出しているのかが課題だと思うんですが、何か取組があるのでしょうか。

◎市川障害保健支援課長 今年度、この事業とは別に、共同受注の窓口でありますとか、各継続支援事業所の商品を一元的に閲覧できるホームページの開設であるといった取組も進めておりますし、工賃向上に係るアドバイザーを派遣する事業も構えておりますので、そういった事業も活用していただきながら、生産活動の拡大であるとか新分野進出に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

◎坂本委員 例えばアドバイザーを派遣して、相談支援に対応するのは、このソフト事業に係る部分についてということですか。

◎市川障害保健支援課長 申し訳ございません。今回、補正をお願いしている補助事業とは別にアドバイザーを派遣する事業をやっております。

◎坂本委員 分かりました。

それと、1事業所当たり上限200万円ということですがけれども、ソフト事業に係る部分と、ハード整備に係る部分を一緒にして200万円以内だったら、その2つをやっても構わないということでしょうか。

◎市川障害保健支援課長 おっしゃるとおりです。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、障害保健支援課を終わります。

〈子ども家庭課〉

◎今城委員長 次に、子ども家庭課の説明を求めます。

◎谷脇子ども家庭課長 当課提案の6月補正予算につきまして、御説明させていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の12ページをお願いします。

歳入予算の2国庫補助金は、この後で御説明します、ひとり親家庭等自立支援事業に係る財源として、国費を受け入れるものでございます。

次に、13ページをお願いします。歳出予算でございます。5子ども・子育て支援費の右側の説明欄を御覧ください。1ひとり親家庭等自立支援事業費のひとり親世帯生活支援特別給付金8,800万円及び事務費29万4,000円でございます。詳細は、議案参考資料により御説明させていただきます。子ども家庭課のインデックスのついたページを御覧ください。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、食費等の物価高騰などの影響に直面している低所得の子育て世帯の生活支援として支給するものでございます。

2段目の1.支給対象者のとおり、①の現在の児童扶養手当の支給対象者に加えて、②の公的年金等の受給のために児童扶養手当の支給を受けていない方や、③の新型コロナの

影響が長期化する中、家計が急変し所得が同手当を受給している方と同じ水準となっている
る独り親世帯に対し、児童1人当たり一律に5万円を支給するものです。町村分の支給を
所管する県としましては、早急な対応が求められますので、4に記載のとおり、申請不要
の現在の児童扶養手当受給者には、児童扶養手当の口座に支給することとしています。対
象となる児童数は、5のとおり1,760人、予算額8,800万円を見込んでおります。

子ども家庭課の説明は以上でございます。

◎今城委員長 質疑を行います。

(なし)

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、子ども・福祉政策部を終わります。

《文化生活スポーツ部》

◎今城委員長 次に、文化生活スポーツ部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、各
課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承いたします。

◎岡村文化生活スポーツ部長 それでは、6月議会への提出議案につきまして、御説明を
申し上げます。文化生活スポーツ部からは、令和4年度一般会計補正予算と高知県公立大
学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案の2件でございます。

まず、令和4年度一般会計補正予算について御説明申し上げます。資料②議案説明書(補
正予算)の14ページを御覧ください。文化生活スポーツ部の補正予算総括表でございます。
当部では、2つの課につきまして、合わせて5,370万9,000円の増額補正をお願いしており
ます。

まず、私学・大学支援課につきましては、原油価格・物価高騰対策の一環といたしまし
て、子育て世帯の負担軽減を図るため、学校給食費の値上げ分や私立学校の授業料への支
援を行うものであります。

スポーツ課につきましては、新型コロナウイルス感染拡大により生じた障害者の方々の
運動離れなどに対応いたしまして、障害者スポーツの実施環境を整備するため、スポーツ
施設などに用具などを整備するものであります。

次に、私学・大学支援課からお願いをいたしております、高知県公立大学法人に係る中
期目標の一部変更に関する議案につきましては、高知県公立大学法人に係る第2期の中期
目標の一部を変更することにつきまして、地方独立行政法人法の規定により、県議会の議
決をお願いするものであります。なお、各議案の詳細につきましては、それぞれ担当課長
から御説明申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

◎今城委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈私学・大学支援課〉

◎今城委員長 初めに、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎岡私学・大学支援課長 資料②議案説明書(補正予算)の16ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。私学支援費に3,870万9,000円を計上しております。詳細は議案参考資料で御説明させていただきます。赤いインデックス、私学・大学支援課の1ページ目をお開きください。1施策の背景としましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、原油価格や物価高騰に直面する生活困窮者などへの支援が必要と考え、私立学校に通う低所得層の子育て世帯に対して支援を行うものでございます。

3事業内容としましては大きく2つございます。1つ目は、学校給食における負担軽減です。物価高騰に伴う学校給食費の単価増額分に係る経費を学校法人に対して補助することで、保護者負担の軽減を図るための経費を私立学校運営費補助金に計上しております。

2つ目は、私立学校授業料における負担軽減です。低所得世帯の生徒に対する授業料減免を拡大し、減免措置を行った学校法人に補助することで、保護者負担の軽減を図るための経費を私立学校授業料臨時特例支援事業費補助金として計上しております。具体的には、小中学校においては、270万円以上400万円未満世帯に対して、現行の制度では年額10万円であった上限を授業料全額まで引き上げ、支援を行うものでございます。また高等学校専攻科におきましては、270万円以上380万円未満世帯に対して、現行の制度では授業料の2分の1程度であった上限をほぼ授業料全額をカバーできる額まで引き上げ、支援を行うものでございます。

なお、これらの補助金の財源としましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を歳入に計上しております。

続きまして、資料③条例その他議案の24ページをお願いいたします。高知県公立大学法人の第2期中期目標の一部変更を行うものでございます。詳細は、議案参考資料で御説明させていただきます。赤いインデックス、私学・大学支援課の2ページ目を御覧ください。この議案に関連しますので、まず、高知工科大学新学群検討会の最終報告書の概要について御説明いたします。新学群設置に向けましては、昨年11月から先月までに7回の検討会を開催し、各産業分野の皆様から御意見を頂いております。資料の左側になりますが、2新学群の概要を御覧ください。

(2) 設置の目的としましては、県内各産業分野のデジタル化やDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進に貢献する人材を育成し、地域や企業などが抱える諸課題の解決やイノベーションの創出につなげることなどにより、本県の産業振興などを担う人材を輩出し、本県の発展に寄与するとしております。

(3) 定員は1学年60人を想定しております。

(4) 活躍する場としましては、文理統合型の人材を育成し輩出することで、幅広く企

業や行政機関、各団体などの様々な部署においての活躍を想定しております。

資料右側を御覧ください。3 検討会での御意見としましては、①新学群の必要性として、どの産業分野も人材不足を課題としており、社会基盤を維持するため、デジタル化やD Xを推進する新学群は必要であるといった御意見や、②育成してほしい人材、期待される効果としまして、2 ポツ目3 ポツ目になりますが、県内企業の意識を変える取組や、学生が県内企業を知ることができるような取組を期待しているといった御意見がございました。

③施設整備の在り方につきましては、大学以外の方も幅広く活用できる場としてほしい。誰もが相談できるコンシェルジュのような機能について検討してほしい。といった御意見がございました。

続いて3 ページ目を御覧ください。こういった御意見について、4 高知工科大学の考え方・今後の方向性を記載しております。

(1) 高知らしいD X人材の育成につきましては、県内でのP B L (課題解決型学習)を通して実践することとしております。その場としましては、例えば、第一次産業のほか、市町村などの行政機関や民間企業などを想定していること。

また(2) 県内企業などのデジタル化、D X推進の取組への支援につきましては、このP B Lを通じて1 学年約10団体、4 学年では約40団体の県内企業などのデジタル化やD Xの支援を行うことを想定しております。

(3) 県内就職の促進につきましては、入試区分の県内枠の設定や、県内からの入学生の入学料の減免などに加えまして、P B Lや県内企業への長期インターンシップを通じて、学生に県内企業に目を向けてもらい、企業には学生を受け入れる体制を整えてもらうなどの仕組みをつくり、よい循環につながるよう進めていくといった考え方を示しております。

(4) 施設の整備及び活用等につきましては、大学以外の多くの方が利活用できる施設とすること、既存施設も積極的に活用することとしております。

5 収支見通しとしましては、永国寺キャンパスに建てられる最大の施設を想定し、その建設費を25億円としてシミュレーションを行いました。その結果、県の基金や有利な起債などを活用することで、設置後20年目には約2億円の累計黒字が出るが見込まれ、県のほかの施策へしわ寄せがいかないような試算となっております。

検討会の結論としましては、高知工科大学に新学群を設置することは適当と判断する。今後、より具体的な検討を進めていく際には、産学官民の連携による機能の強化を目指すべきである。また、県内産業のデジタル化やD Xを推進していけるよう、県の産業振興計画に位置づけることが必要である。新学群による教育、研究を本県への貢献につなげるための仕組みを構築し、具体的なK P Iを設定した上で、取組の検討及び状況の確認を行っていくこととすべきである。施設については、資材費の高騰傾向も踏まえ、可能な限り既存の施設を活用し、最少の経費で最大の効果を上げる効率的な整備とすべき、とされてお

ります。

4 ページ目を御覧ください。検討会での結論が出されたことから、県としましては、大学法人の中期目標を変更したいと考えております。具体的には、平成29年から令和4年度までをその期間としております、現在の第2期中期目標をこの資料左側、新旧の新しい中ほど(2)にありますように、「新たな学群の設置に向け、準備を進める。」と追記する形で変更したいと考えております。

また現在、令和5年から10年度をその期間とします第3期中期目標の策定に向けた準備を進めております。第3期中期目標につきましては、12月議会での御審議をお願いしたいと考えております。工科大の新学群につきましては、今議会で当議案をお認めいただけましたら、早ければ令和6年度の新学群開設に向け、工科大におきましては文部科学省との協議や新学群の教員の募集など、県としましては施設整備の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、施設の設計に係る経費につきましては、今年度の補正予算での計上を予定しております。

以上で、私学・大学支援課からの説明を終わります。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**西内(隆)委員** 工科大ですけれども、フィールドとしたPBLを通して実践すると、そういった活動を通して高知県の企業の抱える課題、デジタル化の手助けもするし、学生にも高知県の企業の魅力というものを感じ取ってもらうということでございますけれども、そのフィールドの選定というのはどのように行われるのかなど。フィールドだけでなく個別の、例えば法人が手挙げ方式で参画できるのかどうかとか、その辺りの考え方を教えてください。

◎**岡私学・大学支援課長** 具体的な企業の選定につきましては、今後の検討にはなりますけれども、基本的にはどのような企業でも対象としたいと考えております。これまで検討会の中で、各産業分野の皆様から御意見を頂いておりまして、それは例えば工業会であったり商工関係であったりとか、代表の方は皆さんいらっしゃいますので、そういった団体の方にも御協力を頂きますし、第一次産業ですとかIT系の方も含めて御意見を伺っておりますし、大学自体も現在、県内の企業団体といろいろつながりがございますので、幅広くPBLの場として活用していただけますよう、県としても伝えていきたいと思っております。

◎**西内(隆)委員** 一次産業でありますとか、介護とか医療、工業会とか、分かりやすいところはそういうところなんだろうと思うんです。例えば物流、流通系なんか入っていますか。

◎**岡私学・大学支援課長** 具体的に物流関係の団体はお伺いをしてないですけれども、経

済団体の中には当然入っていらっしゃると思いますので、その経済団体を通じて、例えばこんなことができるよということを周知していくことで、物流関係の方も含めて、PBLの場とさせていただきたいと思っております。

◎西内（隆）委員 今後は、ロジスティックの部分が非常に重要になってくると思いますので、そういうことも含めて、全方位とはいかんかもしれませんが、極力いろんな事業者の方の希望がかなえられるように御尽力いただければと。私からは以上です。

◎吉良委員 関連して工科大学ですけれども、仕切り直しをして検討を進めてきたわけですが、この委員9名の中の大学関係は何人ほどですか、どなたですか。

◎岡私学・大学支援課長 お手元に最終報告書が別とじでございますでしょうか。表に最終報告書、令和4年5月のものがあるかと思っておりますけれども、そちらの最終報告書の22ページを御覧いただけますでしょうか。検討会の委員の9名、途中で教育次長が変更になったので10名になっておりますが、大学の関係者としましては、高知工科大学の磯部学長と学長特別補佐の清水先生が参画されております。

◎吉良委員 県主導でもう一度検討委員会をやり直したということで、こういうことだろうなと思うんですけれども、概要から内容、検討会での御意見を見ても、果たしてこれで定員、全国から優秀な人材が集められるのかという、最終的な疑念を、私は持っています。

今の制度、大学ファンドの流れを見ても、世界に伍するということが一番の肝ですよ。今まで大学の格がどんどん落ちてきて、研究、論文等も含めて危機的な状況になる中で、その原因は、私たちはこの前も議会でも申し述べましたように、政府の意図的な産業界に資するという、大学本来の学術、研究、教育、これを進めていく体質じゃなくて、政策的に傾斜配分していくという流れが研究の低下を招いたんじゃないかという思いがあるんです。これを見ると、まるで産業界のしもべをつくると。特に県内の。果たしてこんなことでいいのかという思いは、これを見て思いました。そこら辺はどのように把握なさっているのかなという疑問があるんです。特に、その目標、県内産業分野におけるデジタル化及びと、わざわざ県内各産業分野におけると限定して、世界に羽ばたくようなものじゃなくて、こういう目的で人材育成するというところで、果たして大学として、教育研究の場としてこれは適切な目的なのかという思いがするんですけど、それについてはどのような論議をなさってきたんですか。

◎岡私学・大学支援課長 ヒアリング等を行う中で、やはり県内の方の工科大学への期待は非常に大きく、県内産業への振興という形で書かせてはいただいております。ただ、意見交換であったり、議論を行う中で、高知県は課題先進県であり、課題を解決するのは地元の高知の大学として必要ではないか、そういった中でも、研究のレベルとして、高知レベルのものではなく、世界に通用するものを目指すことで、課題が解決されるのではないかとといった議論もされております。委員の磯部学長からも、研究のレベルは当然、大学と

しては高いものを、世界を目指していきたい。けれども、それは県内の産業振興であったり課題解決につなげるものを目指すんだといった御発言もございましたので、大学としては、世界レベルのものを目指していくと我々はお示しをさせていただいておりますので、そう確信をしております。

◎吉良委員 確信してるのはいいけれども、例えば1年生2年生は広く教養を、きちっと土台をつくって、専門へ行くということを考えると、1年生、この4(2)にあるように、1学年から各企業へ出て行って支援を行うと。これ、本当に学生が余裕を持って広く学ぶ時間が保証されるのかという思いがあるんですよ。10団体、4学年で40団体とあるんですけど、具体的にどのような展望を持っていらっしゃるんですか。それから、学生の学ぶ時間、研究していく時間をどう論議をなさっているんですか。

◎岡私学・大学支援課長 先ほどの最終報告書の一番最後のページですけれども、最後から3枚が検討会の第1回で提出された資料となっております。これはその当時のカリキュラム、イメージですので、どんどん大学としては変えていくとは聞いておりますけれども、この中でも、1年生のところにつきましては、文系に近い科目であったり、理系に近い科目であったり、いろいろ選択をしながら学ぶこととなっております。なおPBLにつきましては、その科目だけをするというわけではなくて、工科大学はクォータ制になっており、1回のうちの例えば2コマを使うといった形を考えておりますので、基礎になるものを学びながら、なおかつ県内企業を知る取組にもなるPBLをしていくと大学としては考えていると聞いております。

◎吉良委員 考えていらっしゃるということなんで、私の言っていることは単なる杞憂に終わることを期待しているんですけども、ぜひ全国からこの学校で学びたいと、世界に通用する。龍馬だって高知にあだたなくてよねえ、そういう人材を輩出したわけだから、そういう大学だったら全国から来るわけよね。はい回る現場主義みたいな、あそこに行ったら全部何か使われるぞみたいな、そんな大学にしちゃいかんというのが私の思いで、高知にあだたぬ人材をきちっと輩出して、それがひいては優秀な人材を高知に招くというような新学群にしていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。大学も入って論議しているので、この目標については尊重していきます。ぜひそういうことも含めてさらに検討していただきたいと、要望します。

◎坂本委員 収支見通しで、設置後20年の見通しとされていますけれども、20年間この学部がずっと存続するという見通しというのは、どんな見解に基づいているんでしょうか。

◎岡私学・大学支援課長 学生の募集はまだ当然始まっておりませんが、大学としましては、この議会でお認めいただいて、文部科学省からお認めいただきました後には、これまでの入試説明会に加えまして、例えばホームページであったりSNSの活用などを含めて、様々な機会を活用して学生募集を行うこととしております。

なお、その中でPBLであったり、長期間のインターンシップであったり、大学らしい取組を行うことで、こういった卒業生が活躍できるのかということを見せていくことで、県内からも県外からも学生が多く入られるような学校を目指していかれると思いますので、20年目どうするのかはすぐには答えはないですけども、県も協力していきたいと思っております。

◎坂本委員 学部名が変わったり、内容的に若干の変更があったとして、学部名も同系列であるけれども少し変わるという場合には、その段階で国からの交付税措置も変わってしまうんでしょうか。

◎岡私学・大学支援課長 今、データ&イノベーション学群という名前になっているんですけども、大学の方から聞く限りでは、あまり学部名で&がついているところがないらしくて、文部科学省が認めていただけるかどうかは今後の協議の状況になります。ただ、学部の名前が決まりましたら、カリキュラムであったり、大学の教授の定員については、この学部は理系を想定しておりますので、あまり学部の名前では変わらないと聞いております。

◎坂本委員 それと、中期目標の関係で、マネジメント学部は在学生の卒業後に廃止するとなっておりますけれども、いつが予定でしたか。

◎岡私学・大学支援課長 実際のところ、今、マネジメント学群は卒業されているんですけども、途中で辞められた方が復学できるという規定がございます。そのためにも、2023年の秋頃までは存続しておかなくてはいけないということになっておりますので、まだこの中には書かせていただいております。

◎坂本委員 来年の秋には廃止することになるとすれば、また来年この中期目標は修正をすることになるんですか。

◎岡私学・大学支援課長 第3期の中期目標でどこまで書き込めるか検討は必要ですけども、一応書いておいて、2023年9月に廃止するのか、第3期には書いておいて、再度変更させていただくのかは少し検討させてください。

◎坂本委員 例えば中期目標の第2の1(3)高知短期大学の部分です。在籍する学生が全員卒業するまでの間、教育目的を達成するため必要な教育を行うというのがあったんですけども、それは今回削除するとなっておりますよね。さっきの御説明でいくとマネジメント学部は、復学の制度などがあるので一応来年秋ぐらいまではそういう形で置いておかなければならないというのであれば、もうその第2の3(1)の地域社会との連携に関する目標の中にある、マネジメント学など多彩な分野の研究内容をもって地域の活性化につながる活動を推進するという、この項目はあってないようなものになってしまっているんじゃないかなと思ったりするんです。その下の(2)においても、高知工科大学では工学及び経済・マネジメント学に基づいた研究成果を広く公開し、というような文言がありま

すけれども、そういったところがこの目標の中に存続していることはどうなんでしょうか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 今、御指摘のありました、まず高知短期大学につきましては、御案内のとおり既に閉学をしておりますので、今回、関係する文言を削除させていただくということになります。

もう1点の、地域社会との連携の高知工科大学のくだりですけれども、工学はもちろんですけれども経済・マネジメント学もまさにこれ経済・マネジメント学群で教育研究を行っておりますので、マネジメント学部につきましては、注意書きでいついつ廃止ということですが、マネジメントを包含する学問として経済・マネジメント学群で教育、研究を行っておりますので、そういった趣旨で、地域社会との連携の中でも引き続き行っていくという考えであります。

◎坂本委員 経済・マネジメント学群は残るんだから、マネジメント学部は来年の秋ぐらいになくなったとしても、この文言は中期目標の中に残していくということなんですか。

◎岡村文化生活スポーツ部長 さようでございます。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、私学・大学支援課を終わります。

〈スポーツ課〉

◎今城委員長 次に、スポーツ課の説明を求めます。

◎三谷スポーツ振興監兼スポーツ課長 令和4年度の6月補正予算について御説明をいたします。資料②議案説明書（補正予算）の17ページをお開きください。

歳入予算の14諸収入の（6）スポーツ課収入1,500万円については、歳出予算と併せて御説明をいたします。

18ページを御覧ください。歳出予算についてですけれども、5スポーツ費については、スポーツ振興推進事業費として1,500万円の補正をお願いしております。詳細につきましては別途資料で御説明をいたします。議案参考資料の赤いインデックスのスポーツ課のラベルのついたページをお開きください。本事業は、令和3年度のスポーツ庁の補正予算を財源に、公益財団法人日本パラスポーツ協会が行う障害者スポーツ実施環境構築支援事業を活用して実施するものでございます。

背景・課題の欄を御覧ください。全国的に新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、障害者の運動不足が懸念されていることなどから、コロナ禍であっても障害のある方が身近な地域で気軽に運動やスポーツを楽しむための環境を充実し、さらなるスポーツ参加の拡大を図っていくことが必要となっております。

次の事業内容を御覧ください。日本パラスポーツ協会からの委託を受けまして、障害のある方が身近な地域で運動やスポーツが楽しめるよう、県立施設及び地域スポーツハブなどのスポーツ施設にスポーツ用具などを整備いたします。

次の整備後の活用例を御覧ください。県民体育館など県立施設において、パラスポーツの体験会や教室を実施するとともに、地域スポーツハブなどのスポーツ施設においても、パラスポーツのほか、スポーツ吹矢など、障害者も健常者も一緒に楽しむことができるスポーツ教室を実施するなど、地域地域におきまして多様なスポーツが体験できたり、継続的にスポーツを行うことができるよう、活動の場を拡充してまいります。

スポーツ課の説明は以上でございます。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**西内（隆）委員** スポーツハブですが、令和3年度の活動が9ハブ中3ハブで低調傾向にあるということですが、低調傾向にある理由とそれに対する事業内容の活動取組とはかみ合うんですか。

◎**三谷スポーツ推進監兼スポーツ課長** この9ハブの活動ですけれども、9ハブ中3ハブと記載させていただいているのは、障害者スポーツ、パラスポーツに関する取組を行っている地域スポーツハブが3ハブということでございます。9つのハブにつきましては、そのほかの子供に関する事業、あと健康づくりの事業とか、多様な取組を多く展開していただいております。その中で障害者に関する取組が、まだ十分に広がっていないという状況がありますので、促進する意味でも、こうした事業を活用して、用具などを購入することで横展開をしていきたい、充実をさせていきたいといった狙いがございます。

◎**今城委員長** 質疑を終わります。

以上で、文化生活スポーツ部を終わります。

《公営企業局》

◎**今城委員長** 次に、公営企業局について行います。

《報告事項》

◎**今城委員長** 公営企業局から、2件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにします。

それでは、局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎**笹岡公営企業局長** それでは、報告事項として2件の報告をさせていただきます。1件目は、鏡川工業用水道事業の今後の取組についてです。鏡川工業用水道事業につきましては、4月の当委員会の業務概要説明において、優先整備区間の管路更新工事の着手の見送り等について御説明しましたが、事業の今後の取組について、これまでに検討した内容を報告するものでございます。

2件目は、非強制徴収債権の放棄についてです。これはあき総合、幡多けんみんの両県立病院及び旧中央病院の診療に係る債権、未払いとなっている医療費の放棄につきまして、高知県債権管理条例の規定に基づき報告するものです。

内容の詳細につきましては、それぞれの担当課から説明をさせていただきます。

◎**今城委員長** 次に、鏡川工業用水道事業の今後の取組について、電気工水課の説明を求めます。

◎**三宮電気工水課長** お手元の資料、危機管理文化厚生委員会資料の令和4年6月定例会（報告事項）の赤インデックス、電気工水課をお願いします。鏡川工業用水道事業の今後の取組についてでございます。まず資料の左側下段の図を御覧ください。鏡川工業用水道は、昭和41年11月に既に工業地帯であった高知市港地区と棧橋地区へ給水を開始し、その後、弘化台、北タナスカ、仁井田の各地区へ管路を延長して、現在は48の事業所の皆様に工業用水を給水しております。管路につきましては、ほとんどが給水開始時に敷設したものであり、法定耐用年数の40年を経過している状況でございます。特に、劣化が進んでいる筆山配水池出口から各地区への排水分岐点までのおよそ1.5キロメートル区間の管路につきましては、優先整備区間と位置づけ、これまで管路更新のための検討や設計調査などを進めてきました。このことにつきましては、資料左側の上段枠のこれまでの経過にあるとおり、前回の業務概要委員会で御説明したところでございます。特にその中の一番下の白丸のところ、昨年度に実施した詳細設計業務により、優先整備区間の計画ルートの大部分が軟弱地盤であり、工法の変更や支障物の移設が必要になったこと、住宅密集地への影響を考慮し、新たに工損調査が必要になったことなど、新たな課題が確認されたことから、今年度の工事着手は見送り、総合的な再検討を行うと御説明しました。今回、今後の老朽化対策について課題を整理し、取組の方向性について再検討を行いました。

資料右側の上段枠、総合的な再検討を御覧ください。昨年度の詳細設計により、工損調査に時間を要する見込みが生じ、その進捗や工事計画の見通しが不透明になったこと。事業費が現在のところ約6億円と大幅に増加する見込みとなったこと、これにより事業費の損益収支が悪化する見込みとなり、当初予定していた給水料金を2円上げる計画では費用の回収が困難となり、4円以上の大幅な料金改定が必要になったことから、矢印の下枠の中にあるとおり、優先整備区間の管路更新を停止し、あわせて、今年度当初予算で計上した工事に向けた実施設計書の作成などの予算の執行を保留させていただきたいと考えております。その上で、優先整備区間を含めた鏡川工業用水全体の管路老朽化対策の在り方を改めて見直し、その下にある、今後の老朽化対策の課題と対応の方向性について整理しました。

まず、短期的な課題としまして、漏水事故等への対応でございます。これにつきましては、さらなる資材の確保を行い、事故などに備えたいと考えております。

次に中期的な課題としまして、管路施設以外の必要最低限の老朽化への対応でございます。低廉で良質な工業用水の安定供給のため、今後、施設の経年劣化が進み、取替え等が必要となったときに要する費用に備え、給水料金改定の必要性などについて再検討を行い

たいと考えております。

また、長期的な課題であります地震等への対応につきましては、管路の老朽化などに対し、管路維持管理や、その他の施設の老朽化対策の計画、また、工業用水以外の水源の利用など、将来的な鏡川工業用水道の在り方について、様々な角度から再検討を行いたいと考えております。

先ほど御説明しました今後の取組については、資料右側の下段にまとめて記載しております。これにつきましては、今後、ユーザー企業様や関係機関などにも、今後の課題や対応策について御意見を伺い、協議していきたいと考えております。なお、検討結果につきましては、鏡川工業用水道事業の全体像に関わることであるため、少し検討時間を頂き、来年度に改定作業を予定しております電気事業及び工業用水道事業の経営戦略の中で整理を行い、令和5年度に経営戦略案として報告を行う予定でございます。

説明は以上でございます。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**西内（隆）委員** これは前回、説明を受けてなるほどと聞いておったので、もともと高知市も上水ですけれど同じような近いルートで抜いてましたよね。そういった知見の中で軟弱地盤というのは、一定、予見できたといいますか、課題として当初から上がっておく必要があるんじゃないかと思うんですけど、内部の議論ではなかったんですか。

◎**三宮電気工水課長** 我々も基本設計の中で、ある程度の知見でデータもありました。この工事するルートについても、最低限、ある程度できるのではないかという見通しは、軟弱地盤であるという可能性は高いという認識はしていたのですが、工事ができるという認識でございました。ただ、ルート上の詳細を調べると、それ以上に悪いというのは考えられてなかったと認識しております。多少悪いというのは認識していました。

◎**西内（隆）委員** 想定以上に状況が悪かったという回答と理解いたしました。今後再検討を行うということですが、老朽化対策で、新しい案が出るまでの間はつなげるだけの内容になるという理解でいいですか。漏水の対処なんかも。

◎**三宮電気工水課長** これまでにも補修資材とか、漏水対策における管の資材は備蓄しておりました。ただ、今回改めて、こういう調査になりましたので、備蓄も充実させて、事故等があれば迅速に対応できるようにしていきたいと思っています。

◎**西内（隆）委員** 今後、新しい計画の中で、代替工法によって工事費用が圧縮できる可能性はあるんですか。

◎**三宮電気工水課長** 様々な工法を今回検討させていただいて、当然一番安価な道路を掘ってやるという工法だったんですが、それでは厳しいということで、いろんな工法、シールド、ミニシールドでチャレンジはしていたのですが、一番ルートも短いところでやっていたんですが、なかなかそれでも地盤とかあるいは周辺の影響とかのリスクも結構あると

ということで、修繕をどうやっていくかということがこれからの整理の仕方になろうかと思
います。

◎西内（隆）委員 できる限りの検討をされておるといことでございます。いずれにせ
よ、できるだけ早急に代替案といいますか、今後の工程が示せるよう御尽力をよろしくお
願いしたいと思ひます。

◎坂本委員 資材の備蓄は、短期的課題への対応としての備蓄であって、管路更新の事業
をやるという段階には新たな資材も必要になってくると思うんですけども、今の物価高の
状況、特にいろんな建設資材が物すごく高騰し不足もしている状況にある中で、事業費の
増大はさらに大きくなっていくとか、先へ送れば送るほどということは心配されないんで
しょうか。

◎三宮電気工水課長 確かに今の情勢で試算をし直すと、どれだけの想定になるのか分か
りませんが、その辺も整理していきたいと思ひています。備蓄もある程度、納期のかかる
ものは必要最小限のストックはしているのですが、さらに入れたり、協力体制も高知市と
か業者とも関係はつくっております。四国全体の工水の企業局レベルになりますが、応援
体制の形はできているのですが、本当にそうなったときの、対応の仕方は検証していき
たいと思ひています。

◎今城委員長 質疑を終わります。

次に、非強制徴収債権の放棄について、県立病院課の説明を求めます。

◎石邑県立病院課長 それでは、お手元の資料、公営企業局報告資料の中の赤色のインデ
ックス、県立病院課の1ページを御覧ください。高知県債権管理条例第14条の規定に基づ
きます、非強制徴収債権の放棄について、本会議でお配りいたしました資料のうち、県立
病院課が所管しております診療に係る債権として、22名分の債権26件、25万9,250円につ
いて御報告させていただきます。県立病院で診療を受けられたものの、その費用が支払わ
れていない個人医業未収金につきましては、随時、電話や手紙で納付依頼をするほか、督促
状や催告書の送付、弁護士法人への委託などによりまして回収に努めてまいりました。し
かし未納者の中には、所在不明等のため長期にわたり接触できていない方や、生活困窮の
ため支払うことが困難な方がおられまして、法律に定める時効期間を経過している債権が
ございます。これらの診療に係る債権は私債権となりますけれども、消滅時効が経過した
ものにつきましては、高知県債権管理条例の第14条第2項の規定において、強制執行の対
象となる財産がないとき、それから強制執行することによって債務者の生活を著しく逼迫
させるおそれがあるとき、それと債務者の所在が不明であるときのいずれかの事由がある
と認められ、その債権の額が500万円以下であるときは放棄することができると定められて
おります。

下の2の内訳を御覧ください。昨年度中に条例第14条第2項の要件に該当していること

を確認し、債権放棄を行いましたものを一覧にしております。債権放棄した金額は、1件当たり200円から8万4,670円までで、債権放棄の事由はいずれも、第3号の債務者の所在が不明であるときに該当しています。これらの債権につきましては、住民票や訪問等によりまして債務者の所在調査を実施してまいりましたが、所在不明などのため支払いに至らなかったものでございます。今回、債権放棄を実施するに当たりまして、公営企業局内に設置しております、債権管理推進部会におきまして審査し、要件を満たしていると承認されたものにつきまして、債権放棄の決定をしております。債権の放棄の決定の日はいずれも令和4年3月31日でございます。債務者の住所及び氏名につきましては、いずれも要配慮個人情報になりますことから記載を省略しております。

次に、資料の3ページを御覧ください。県立病院におけます個人医業未収金への対応についてまとめた資料でございます。(1)には診療に係る個人医業未収金対策の基本的な流れをお示ししております。まず、医事の委託業者が対応に当たりまして、その後、病院職員から請求を行い、それでも入金がない場合には弁護士法人に回収を委託しております。こうした対応によっても回収が著しく困難と認められる債権につきましては、下のほうに点線で囲った枠が2つございますけどその上のほうの枠になります、高知県公営企業局病院事業財務規程に基づき不納欠損処分を行っております。これは、監査委員から平成18年度決算審査意見書で不良債権化した未収金を資産として計上していることが問題であるとの指摘を受けまして、規程等の整備を行いまして、平成20年度以降、この不納欠損処分を行っているものでございまして、令和3年度末の累計の残高としては約8,000万円となっております。今回、債権放棄いたしましたものは、いずれも不納欠損処分を行い、資産から除外済みの債権でございます。

最後に(3)の今後の取組といたしましては、未収金の発生防止や回収の取組を推進してまいりますとともに、不納欠損処分後の所在不明債権を優先的に再精査し、債権管理推進部会で債権放棄の是非を検討してまいります。

説明は以上でございます。

◎今城委員長 質疑を行います。

(なし)

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で、公営企業局を終わります。

《採決》

◎今城委員長 これより採決を行います。今回は議案数2件で、予算議案1件、条例その他議案1件であります。

それでは採決を行います。第1号「令和4年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎今城委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号「高知県公立大学法人に係る中期目標の一部変更に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎今城委員長 全員挙手であります。よって、第15号議案は、全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎今城委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず「旧姓の通称使用のさらなる拡充を求める意見書(案)」が自由民主党、一燈立志の会、公明党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思いますよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎今城委員長 それでは御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ まずうちは、通称使用のさらなる拡充ということをお願いをしております。家族の一体感、それから子供への影響、様々十分に考慮して、通称使用の拡充ということ御理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

◎ それは多分、2020年の閣議決定に反すると。通称使用じゃなくて閣議決定は、選択できる夫婦別姓制度の早期実現というのが2020年12月に閣議決定、これ覆ってない。

◎今城委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書(案)」が、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います、よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎今城委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ 不一致で。

◎**今城委員長** 正場に復します。

意見の一致を見ないので、本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、21日の火曜日、午後4時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願いたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(11時56分閉会)